



あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>



秋も少しずつ深まり運動をしやすい季節です。ちょうど10月の第2月曜日は「スポーツの日」。できる範囲で身体を動かしてみませんか。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

特定親族なのに特定親族特別控除が適用できないケース

特定親族に該当しても、特定親族特別控除が適用できないケースについて確認します。

特定親族特別控除と特定親族◆

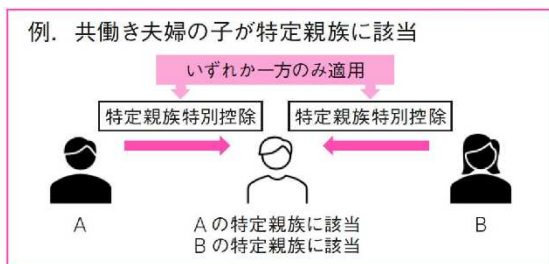
特定親族を扶養している居住者が、自らの総所得金額等から特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大63万円を控除することができます。この控除を「特定親族特別控除」といいます。この場合の「特定親族」とは、次のすべてに該当する人のことです。

- 居住者と生計を一にしている親族（里子を含む）
 - 年齢が19歳以上23歳未満
 - 居住者の配偶者ではない
 - 青色事業専従者（給与の支払いを受ける人）や白色事業専従者ではない
 - 合計所得金額が58万円超※123万円以下（給与収入のみの場合は、年収ベースで123万円超188万円以下に相当）
- （※）合計所得金額が58万円以下は「特定親族特別控除」の対象外だが、「扶養控除」の対象になる

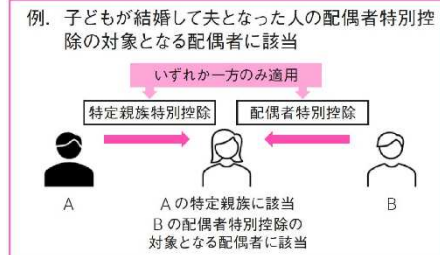
特定親族でも控除できないケース◆

次のようなケースでは、原則、いずれか一方しか適用できません。適用できない側は、特定親族であっても控除ができません。

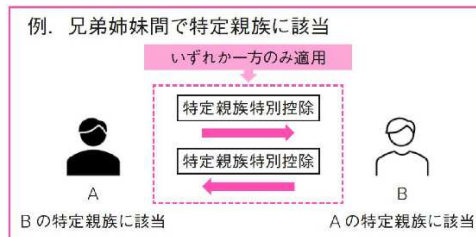
2人以上の居住者の特定親族に該当



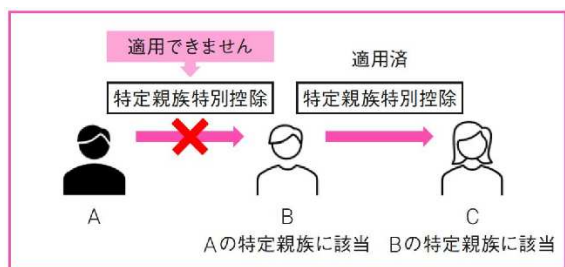
特定親族と配偶者特別控除の対象となる配偶者の両方に該当



双方がお互いに特定親族に該当



これらは、扶養控除などを適用する際と同じ考え方です。なお、次のように特定親族特別控除の適用を受けている親族を、特定親族として適用することも原則できません。注意しましょう。



参考：国税庁「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係) Q&A(令和7年5月)」

お仕事カレンダー

10月10日(金)	● 源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（9月分）
10月31日(金)	● 8月決算法人の申告・納税、2月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) ● 2月・5月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) ● 健康保険・厚生年金保険料の支払期限（9月分） ● 継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第2期分） 口座振替をしない場合 ● 労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の7月～9月の労災事故について報告） ● 個人の県民税・市町村民税の納期限（普通徴収・第3期分） 市町村の条例で定める日まで



0 円でも申告が必要！ 防衛特別法人税とは？

防衛力強化のための財源確保を目的に、令和 7 年度の税制改正で創設された

「防衛特別法人税」について、ポイントを簡単にまとめました。

◆ 納税義務者は誰？ ◆

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人です。つまり、原則、法人税の申告が必要なすべての法人が該当します。そのため、**法人税を申告する事業年度では、基本的に防衛特別法人税も同時に申告が必要**となります。

◆ 税額の計算方法 ◆

防衛特別法人税は、法人税の額をベースに、次の算式により計算します。

[計算式]

$$\frac{(\text{基準法人税額} - \text{年500万円})}{(\text{基礎控除額})} \times 4\%$$

例. 基準法人税額が1,000万円の場合

$$(1,000\text{万円} - 500\text{万円}) \times 4\% = 20\text{万円}$$

算定のイメージ図は、下のとおりです。

[イメージ図]



参考：国税庁「防衛特別法人税が創設されました」 他

お 仕 事 備 忘 録

1. **各都道府県で地域別最低賃金額が変わります...** 今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって金額や発効日が異なります。注意しておきましょう。
2. **改正育児・介護休業法の段階的施行** ...2025年4月1日より、改正育児・介護休業法の段階的な施行が始まっています。2025年10月1日からは、柔軟な働き方を実現するための措置や、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮などが企業に義務付けられます。
3. **健康保険の被扶養者に係る認定基準が変わります(19歳以上23歳未満)**...2025年10月1日より、19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)について、年間収入に係る認定要件が従来の130万円未満から、150万円未満に変わります。
4. **健康保険の被扶養者の資格確認調査**...年に1度、健康保険の被扶養者が要件を正しく満たしているか、事業所に対して一斉調査が行われます。時期や調査方法は保険者によって異なりますが、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)では10月から11月にこの調査が行われます。協会けんぽから送られる被扶養者状況リストをもとに、被扶養者の収入等の状況を確認するようにしましょう。
5. **定時決定の反映と新しい保険料率による控除**...定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されます。従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。
6. **労働保険料第2期分の納付(延納申請した場合)**...労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期分に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

(出典: MyKomon)

